

総務常任委員会記録

令和8年9月24日（木）於 第1委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前11時34分

○出席委員（7名）

4番 工藤 裕介 委員	12番 坂本 崇 委員	15番 畑山 聡 委員
18番 千葉 浩規 委員	20番 外崎 勝康 委員	25番 佐藤 哲 委員
27番 清野 一 榮 委員		

○出席理事者（12名）

総務部長 黒沼立真	人事課長 野呂康司
農村整備課長 三上博英	総務部危機管理局長 千葉裕朗
防災課長 青山洋蔵	防災課参事 石岡勝利
契約課長 成田政嗣	学校整備課長 安田広記
地域交通課長 羽賀克順	建設部長 木村和彦
道路維持課長 竹村隆史	健康づくりのまちなか拠点整備推進室長 吉崎拓美

○出席事務局職員（2名）

局長 西谷慎吾	書記 外崎容史
---------	---------

【午前10時00分 開会】

○委員長（外崎勝康委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本日の案件は、1、付託案件の審査について。2、閉会中の常任委員会の継続審査事件についての以上2件であります。

初めに、案件1、付託案件の審査を行います。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案8件であります。

なお、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第78号 弘前市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（外崎勝康委員） まず、議案第78号弘前市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（黒沼立真） 議案第78号弘前市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げますので、お手元の資料を御覧くださるようお願いいたします。

1、提案理由についてであります。

本議案は、危険鳥獣の捕獲等の作業に従事した職員に対し、新たな特殊勤務手当を支給するため、所要の改正をしようとするものであります。

本県における熊の出没状況等を鑑み、同様の特殊勤務手当を支給する条例改正案が青森県議会で令和8年6月に可決されております。当市においても、危険鳥獣の捕獲等に係る業務の危険性等を踏まえ、当該業務に従事した職員を対象とする特殊勤務手当を青森県に準じ新設しようとするものであります。

続きまして、2、主な改正内容について御説明いたします。

まず、(1)手当名称は、危険鳥獣捕獲等手当であります。

次に、(2)支給額は、対象の業務に従事した日1日につき1,100円であります。

次に、(3)対象業務は、通行を禁止または制限された場所において行う緊急銃猟を支援する作業及び避難誘導等の作業としております。

なお、(2)支給額と(3)対象業務については、規則において定めるものであります。

次に、(4)対象職員は、正職員、再任用職員及び会計年度任用職員であります。有害鳥獣対策員、いわゆるガバメントハンターは、既に危険鳥獣の捕獲等をするための作業に従事することを加味して報酬額を決定していることから、支給の対象とはしないものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。公布の日から施行し、手当の支給につきましては、令和8年4月1日から遡及適用することとしております。

説明は以上でございます。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○18番（千葉浩規委員） まず、1回目として、最初に実態等について質疑させていただきたいと思います。

まず、一つ目は、創設理由についてです。今回の危険鳥獣捕獲等手当という新たな特殊勤務手当を創設するということですが、そもそもこの特殊勤務手当とはどのような手当で、なぜ新たな手当をつくる必要があるのかということを改めて答弁をお願いします。

二つ目は、対象となる鳥獣についてですが、条例にいうところの危険鳥獣というのは、どのような種類についてなのかお答えください。

三つ目は、職員の従事実態なのですが、現在、危険鳥獣の捕獲等に関する作業に従事している職員は、どの部署で何人なのか。また、狩猟免許及び銃の所有許可を有する職員は何人なのかということをお願いします。

四つ目は、過去の出勤実績についてですが、この令和5年度から令和8年度まで、危険鳥獣の出没に伴い職員が現場に出勤した件数と主な作業内容について、まず答弁をお願いします。

○人事課長（野呂康司） 私からは、一つ目、特殊勤務手当の趣旨と新たな手当を設ける理由、二つ目の危険鳥獣の種類、三つ目の職員の従事実態ということで、以上3件についてお答えします。

まず、一つ目の、特殊勤務手当の趣旨と、なぜ今回新たな手当を設ける必要があるのかとい

うことにつきましては、特殊勤務手当とは、著しい危険であるとか不快感などが伴う業務のうち、基本給で考慮することが適当でない業務に職員が従事した場合に、その業務の特殊性に応じて基本給とは別に支給する手当となっております。

今回、なぜ新たな手当をつくるのかについてであります。近年、熊等が人の日常生活圏に侵入し、人身被害が発生するケースが相次ぐ中、市町村長の判断で銃器を使用した捕獲等を可能とする緊急銃猟の制度が創設されております。当市におきましても、緊急銃猟を行う必要がある事案が発生した場合には、職員が危険鳥獣の捕獲等の業務に従事する場合が想定されるところであります。

当該業務につきましては、危険性が特に高く、職員の心身に著しい負担を与えるものであることから、今回、青森県の取扱いに準じて、特殊勤務手当として危険鳥獣捕獲等手当を新設することとしたものでございます。

続きまして、二つ目の、条例における危険鳥獣の種類についてであります。

危険鳥獣の種類につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により定められておりまして、これはツキノワグマ、ヒグマ、イノシシの3種類となっております。

続きまして、三つ目の、当該業務に従事している職員の部署、人数、さらには狩猟免許及び銃の所持許可を有する職員についてでございます。

危険鳥獣の捕獲等に関する業務に従事している職員につきましては、農林部農村整備課鳥獣対策推進室に所属する室長1名、総括主幹1名、専任職員4名、会計年度任用職員2名の計8名となっております。次に、狩猟免許及び銃の所持許可を有する職員の人数につきましては、鳥獣対策推進室の会計年度任用職員2名のうち、第一種銃猟免許、わな猟免許及び銃砲所持許可を有する職員が1名、狩猟免許のうち、わな猟免許のみを有する職員が1名となっております。

○農村整備課長（三上博英） 過去の出動実績、職員が現場に出動した件数と主な作業内容についてお答えします。

危険鳥獣の出没に伴い、職員が現場に出動した件数につきましては、令和5年度が211件、6年度が48件、7年度が201件、今年度、9月15日現在になりますけれども103件、計563件となっております。

出動した際の主な作業内容につきましては、熊の出没を注意喚起する看板の設置、防災無線やスピーカー付の公用車によって近隣住民へ注意喚起するとともに、目撃場所周辺のパトロール、危険鳥獣の足跡などの痕跡の有無の搜索などを行っております。

また、今回の特殊勤務手当の支給対象となる緊急銃猟の可能性があった件数は、令和7年度が6件、今年度、9月15日現在であります1件の計7件となっております。

○18番（千葉浩規委員） 次、再質疑で条例の具体的な内容について質疑をさせていただきます。

対象業務については、資料にあるとおり、緊急銃猟を支援する作業並び避難誘導等の作業ということなのですけれども、等とあるので、さらに具体的にどのようなものが含まれているのかということについてです。

あとは、有害鳥獣対策員については手当の対象にならないということについては説明がありましたので、一応準備はしていましたが、これは飛ばします。

三つ目の、手当の額についてですが、資料にあるとおり、手当額が日額1,100円ということなのですけれども、この額はどのようなものを基準として定められたのかということです。

あと、もう一つは、適用日についてですが、これも資料にあるのですが、令和8年4月1日

に遡及適用ということなのですから、本年4月以降、実際に本手当が支給となる事案が幾つあったのか答弁をお願いします。

○人事課長（野呂康司） まず、一つ目の、捕獲等の等には具体的にどのような作業が含まれているのかについてお答えいたします。

手当の対象となる作業につきましては、危険鳥獣との接触の危険性などを踏まえまして、通行を禁止または制限された場所において行う作業としております。捕獲等には、そのような条件下で行います緊急銃猟の際の障害物の除去であるとか、例えば現場の様子の記録など、補助作業全般が含まれるものであります。例えば、住民の避難誘導や通行規制、周辺警戒、捕獲個体等の運搬・処理作業につきましても、通行禁止または制限された場所で行う場合は対象となるものでございます。

なお、通行が禁止されていない場所、この禁止されていない場所で作業を行う場合についてや通行規制の解除後に作業に従事した場合は、手当の対象外としております。

続きまして、二つ目、手当額の1,100円はどのようなものを基準に設定したのかについてですが、今回の手当額につきましては、青森県が設定した手当額と同額としております。

なお、県では、警察部局の現行の特殊勤務手当のうち、銃器を使用した犯罪現場における犯人逮捕等の業務に対して支給される手当である銃器犯罪捜査手当の額に準じて手当額を設定したというふうに伺っております。

最後に、三つ目、本手当が実際に支給となるような事案がこれまであったのかにつきましては、今回条例の公布日までに緊急銃猟が行われた場合に手当を支給できるよう、本年4月1日に遡及して適用しようとするものでございますけれども、現時点においては、本手当が実際に支給となる業務は発生していないものと認識をしております。

○18番（千葉浩規委員） 最後に、安全管理についてなのですが、手当の支給というだけではなくて、装備や保険、緊急銃猟研修など、やっぱり職員の安全確保が重要だと思うのですが、このような職員の安全確保については、どのような整備をしているのか答弁をお願いします。

○農村整備課長（三上博英） 安全管理、職員の安全対策についてお答えいたします。

危険鳥獣の捕獲等の作業に係る安全対策といたしましては、まず装備に関してですが、熊スプレー、防護盾、ロケット花火、動物駆逐用煙火を常備しているほか、今年度新たに防護衣とヘルメットも追加で購入する予定としております。それから、万が一緊急銃猟の実施に伴って職員が負傷した場合につきましては、公務災害の補償対象となるものであります。

それから、研修、緊急銃猟訓練につきまして、今年6月1日に、緊急銃猟を安全かつ迅速に実施するために、知識の習熟、機能向上を図ることを目的としまして、弘前市総合学習センターと城東公園を会場にしまして、当市では初めてですが、緊急銃猟訓練を実施いたしました。緊急銃猟が可能な条件や対応の注意点などについて、各関係者等と共に共通理解を確認することができたということとなっております。なお、緊急銃猟訓練につきましては、今後も有事の際にスムーズに対応できるよう、来年度も毎年継続して実施することとしております。

そのほか、つい先日、9月18日になりますが、環境省が主催しまして、青森市で実施されたのですが、緊急銃猟研修会にも参加いたしまして、緊急銃猟に備えて情報収集に努めているという状況でございます。

○15番（畑山 聡委員） 確認のために一つだけ。

捕獲等をするための作業で規則で定めるものということで、これに従事する人は銃を持って、

熊等を捕獲するための銃を所持するのでしょうか・しないのでしょうか。

○人事課長（野呂康司） 今回、手当の対象となる業務は、緊急銃猟に伴って、緊急銃猟を支援する作業、または避難誘導等の作業となっております。当該職員につきましては、銃を所持しない作業となっております。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第79号 弘前市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第79号弘前市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（黒沼立真） 議案第79号弘前市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の定額部分の額を改正するため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、お手元の配付資料を御覧願います。

2、改正内容について御説明いたします。

消防組織法その他の法律により、「非常勤消防団員等が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員等又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない」とされております。

今般、国家公務員災害補償法に基づく人事院規則の改正を受け、基準政令において、当該規則を参考に規定している非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額が改正されております。それに合わせまして、条例第21条に規定する非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を31万5000円から33万円に改正しよう

とするものであります。

3、経過措置といたしまして、改正後の第21条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき理由の生じた第4条第7項に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき理由の生じた葬祭補償については、なお従前の例によるとする経過措置を設けるとともに、条例改正が施行されるまでの間に、改正前の条例に基づき既に支払われた葬祭費用の金額は、改正後の条例に基づく葬祭補償の内払い(一部前払い)として扱うようにする経過措置を設けるものとします。これにより、不足分がある場合は、追加支給などの調整が行われることとなります。

4、施行日といたしまして、公布の日から施行しようとするものであります。

5、適用日といたしまして、改正政令に合わせて、令和8年4月1日まで遡って適用としようとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○18番（千葉浩規委員） よろしくお願ひします。今回の条例改正の件については今の説明で分かりましたので、私からは二つだけです。

一つは、葬祭補償が一律に1万5000円引き上がるという理解でいいのかどうなのかという点と、もう一つは、弘前市において過去10年間で、この葬祭補償を支給した実績があるのかということと、あとは今回の改正による市の財政負担というものはどうなるのかということで答弁をお願いします。

○防災課長（青山洋蔵） まず、一つ目の御質疑です。葬祭補償額が一律に1万5000円引き上げられることになるのかどうかということです。

葬祭補償の額は、今回引き上げようとしている定額部分の額に補償基礎額を30倍した額を加えた額で算出されます。当分の間は、この算定方法による額と補償基礎額を60倍した額とのいずれか高い額を支給するものとなっています。

なお、この補償基礎額は、非常勤消防団員の場合、対象となる団員の階級と勤続年数に応じて、最低額が1万円、最高額が1万5000円の範囲で定められており、補償基礎額が1万円の場合、これは階級が部長、班長及び団員で勤続年数が10年未満の場合になりますが、その支給額は改正前より1万5000円高くなります。また、補償基礎額が1万840円の場合、これは階級が部長、班長または団員で勤続年数が10年以上20年未満の場合であり、支給額は改正前より4,800円高くなります。この二つのケース以外の補償基礎額の場合は、改正前と支給額が変わらないものであります。

続きまして、二つ目の御質疑、弘前市において過去10年間の支給実績についてと、市の財政負担についてでございます。

まず、実績についてですが、当市におきましては、過去10年間にこの葬祭補償を支給した実績はございません。一番直近のものとすと、昭和34年まで遡ることになります。

また、市の財政負担でございますが、消防団員等の公務災害補償制度は、市町村が法令に基づき、消防団員等公務災害補償等消防基金との間で災害共済契約を締結し、市町村が消防基金に掛金を支払うことで、消防基金が当該市町村に対して損害補償に要する経費を支払う契約であることから、今回の改正により葬祭補償の額が引き上げられることで市から消防団員等に支払う金額が増えたとしても、損害補償に要する経費の全額が消防基金から市に支払われるため、市の財政負担が増えることはございません。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第85号 工事請負契約の締結について（令和7年度桔梗野小学校等複合施設新築工事（建築工事））

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第85号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（黒沼立真） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。桔梗野小学校等複合施設新築工事に係る議案第85号から第87号までにつきまして、議案ごとに工事概要をまとめた資料及び図面のほか、入札執行書をお配りしております。

それでは、議案第85号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、教育機能の向上、教育環境の改善及び地域活動拠点の整備を図るため、桔梗野小学校等複合施設の新築工事を行うものであります。

工事名称は令和7年度桔梗野小学校等複合施設新築工事（建築工事）で、工事場所は弘前市大字桔梗野二丁目21番地であります。

工事の概要は、鉄筋コンクリート造等3階建の校舎等複合施設の新築工事に伴う建築工事を行うものであります。

契約金額は36億250万円、契約の相手方は南・堀江・オサ特定建設工事共同企業体、竣工期限を令和10年7月31日として契約を締結しようとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○18番（千葉浩規委員） 1回目ですけれども、よろしくお願いします。

まず、入札に参加するために共同企業体を組める資格と、その事業者数はいかほどなのかということと、もう一つは、技術評価点が12点中5点ということなのですが、この点数の配分について答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、入札に参加する資格とその事業者数についてです。

本工事の主な入札参加資格要件として、共同企業体の代表者について、平成23年度以降に建築一式工事で1件の契約金額が18億200万円以上の元請施工実績があることとしており、市内の建築一式工事A等級16者のうち、代表者となれる入札参加要件を満たすものが6者、最大で

5 共同企業体が参加可能と想定しておりました。

次に、技術評価点の点数配分についてです。

技術評価点は、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域貢献の3項目で評価しています。落札者の評価項目の内訳ですが、企業の施工能力は5.5点中、施工実績、優良工事表彰の項目で計2点、工事成績で零点でした。次に、配置予定技術者の能力は4.5点中、保有資格で1点、施工実績、優良工事技術者表彰はどちらも零点でした。最後に、地域貢献は2点中、防災協定の締結状況等と技術者の雇用状況のどちらも満点の計2点でした。

○18番（千葉浩規委員） 工事成績が3点中零点と、施工実績も2点中零点というだけで、これだけで5点になるのですけれども、ちょっと点数が少ないのではないのかなという気がするのですけれども、この点をどのように評価しているのかということと、あともう一つは、今回1者のみの参加ということなので、競争性が十分に発揮されたというふうに評価しているのかどうなのか答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、工事成績の評価についてです。

技術評価点について、当該入札の落札者は5点であります。今回の落札者は、技術評価点に関わる評価項目のうち、工事成績、配置予定技術者の施工実績及び優良工事技術者表彰の項目が零点であったことなどから、近年の総合評価落札方式の入札結果と比べると低い数字となっておりますが、今回の落札者のうち2者は、最終契約額が18億2628万円の平成26年度市庁舎増築棟新築工事(建築工事)を共同企業体の構成員として竣工しており、公共工事の施工実績も豊富であることから、施工に支障はないものと考えております。

次に、競争性の評価についてです。

最大で5共同企業体が参加可能と想定した入札参加条件としており、一般競争入札においては、ほかの入札者が参加するかどうか確証がなく、ほかに入札者がいることを想定して入札するものであることから、競争性は発揮されているものと考えております。

○18番（千葉浩規委員） 最後に、入札決定者の概要と、あとは今後のスケジュールについて答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 入札決定者の概要及び今後のスケジュールについてです。

本工事の落札者は南・堀江・オサ特定建設工事共同企業体で、市内に本店を有し、建築一式工事A等級に格付されている株式会社南建設を代表者とし、構成員を株式会社堀江組及びオサ建設工業株式会社とする共同企業体であります。

今後のスケジュールにつきましては、本議案が可決された場合、その後相手方へ通知を行い、その通知をもって本契約が成立します。その後は、速やかに工事着手に係る手続を行うことになります。

○15番（畑山 聡委員） 一つだけ、予定価格よりも契約金額が高くなっていますが、その理由は何か、分かる範囲で教えていただければ。

○契約課長（成田政嗣） 予定価格は税抜きで出していますので、契約金額は税込みの金額になりますので、そのようになります。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第86号 工事請負契約の締結について（令和7年度桔梗野小学校等複合施設新築工事（機械設備工事））

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第86号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（黒沼立真） 議案第86号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、桔梗野小学校等複合施設の新築工事に伴う機械設備工事であり、空調設備、換気設備、自動制御設備などを設置するものであります。

工事名称は令和7年度桔梗野小学校等複合施設新築工事（機械設備工事）で、工事場所は弘前市大字桔梗野二丁目21番地であります。

契約金額は6億5230万円、契約の相手方は弘水・東弘・大伸特定建設工事共同企業体、竣工期限を令和10年7月31日として契約を締結しようとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○18番（千葉浩規委員） 1回で質疑します。

一つ目は、入札に参加するために共同企業体を組める資格とその事業者数はいかほどなのかということです。

二つ目は、1位の業者が入札価格で配点基準価格と一致して、2位の業者のほうが入札価格差で900万円安かったのですけれども、価格評価点は1位よりも3.757点少なかったということで、安いほうがいいのかなという気はするのですけれども、価格評価点というのはどのような仕組みで決まるのかということと、あと競争性という面ではどのように考えているかと。

三つ目は、入札決定者の概要について答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、入札に参加するための資格とその事業者数についてです。

本工事の主な入札参加資格要件として、共同企業体の代表者について、平成23年度以降に管工事で1件の契約金額が3億4600万円以上の元請施工実績があることとしており、市内の管工事A等級20者のうち、代表者となれる入札参加要件を満たすものが8者、最大で6共同企業体に参加可能と想定しておりました。

次に、価格評価点と競争性についてです。

配点基準価格は、建設工事における最低制限価格と同様に計算した基準数値以上、予定価格以内の入札参加者の最低入札価格となります。第1位の共同企業体の入札価格は、その範囲内における最低入札価格であったことから配点基準価格となったものです。次に、価格評価点については、入札価格が配点基準価格となった場合は満点の85点、入札価格が基準数値を下回った場合は、ダンピング防止のため、価格評価点の減点を多くする計算基準としており、第2位の共同企業体の入札価格は基準数値を下回ったことから、価格評価点が第1位より低くなって

おります。

最後に、競争性という面に関しては、価格、技術の両面から各共同企業体で競争がなされた結果、総合的に優れた共同企業体が落札者となったものと考えております。

次に、入札決定者の概要についてです。

本工事の落札者は弘水・東弘・大伸特定建設工事共同企業体で、市内に本店を有し、管工事 A 等級に格付されている株式会社弘前水道を代表者とし、構成員を東弘電気株式会社及び株式会社大伸管工業所とする共同企業体であります。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第87号 工事請負契約の締結について（令和7年度桔梗野小学校等複合施設新築工事（電気設備工事））

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第87号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（黒沼立真） 議案第87号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、桔梗野小学校等複合施設の新築工事に伴う電気設備工事であり、電灯設備、動力設備、受変電設備などを設置するものであります。

工事名称は令和7年度桔梗野小学校等複合施設新築工事（電気設備工事）で、工事場所は弘前市大字桔梗野二丁目21番地であります。

契約金額は5億6100万円、契約の相手方は日善・張山・弘都特定建設工事共同企業体、竣工期限を令和10年7月31日として契約を締結しようとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○18番（千葉浩規委員） 何回も同じ質疑で申し訳ないのですが、入札に参加するために共同企業体を組める資格と、その事業者数はいかほどなのかということが一つです。

二つ目は、総合評価がかなりの僅差で第1位に決まったわけですが、その競争性という面ではどのように考えているのか答弁をお願いします。

あとは、入札決定者の概要について答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、入札に参加するための資格とその事業者数についてです。

本工事の主な入札参加資格要件として、共同企業体の代表者について、平成23年度以降に電気工事で1件の契約金額が2億9700万円以上の元請施工実績があることとしており、市内の電

気工事A等級17者のうち、代表者となれる入札参加要件を満たすものが7者、最大で5共同企業体が参加可能と想定しておりました。

次に、評価点と競争性についてです。

本工事は、価格及び企業の施工能力や地域貢献等の価格以外の要素を加味して落札者を決定することで工事の品質を確保する総合評価落札方式により入札を実施したものです。価格評価点は、第2位の共同企業体が1.386点上回っておりますが、技術評価点の企業及び配置予定技術者の施工実績の項目で計1.5点上回った第1位の共同企業体が落札者となっております。

本工事の入札では、価格・技術の両面から各共同企業体で競争がなされた結果、総合的に優れた共同企業体が落札者となったものと考えております。

次に、入札決定者の概要についてです。

本工事の落札者は日善・張山・弘都特定建設工事共同企業体で、市内に本店を有し、電気工事A等級に格付されている株式会社日善電気を代表者とし、構成員を張山電気株式会社及び株式会社弘都電気とする共同企業体であります。

○4番（工藤裕介委員） ちょっと私のほうからは、小さなところなのですが、工事内訳のところで、私も今、ほかの現存する小学校・中学校でも保護者の方からいろいろ要望があって、セキュリティーの部分というか、入り口の部分で、防犯・入退室管理設備工事というものののですが、まず、学校の玄関のところは、今新しくこれから造る学校においてはどのようなセキュリティーをつける予定になっているのか、まだ具体的に決まっていなければあれなのですが、決まっていれば教えていただきたいです。

○学校整備課長（安田広記） 学校の玄関、セキュリティーの管理ですが、基本的には電気錠の設置を考えております。実際、これからになるので、詳細については電気錠をまず基本とはします。そのほか、防犯カメラについては、学校を巡るような形で設置する方向で今検討はしております。

あと、公共施設側についても同じく、セキュリティー錠ということで設置をしていくことにはなるのですが、まだ検討中ではあるのですが、リモートロックというところも今後活用できていくのではないかとということで今考えて、実際にできるかどうかは分かりませんが、小学校からできるかどうかというところを検討しているところではあります。

○4番（工藤裕介委員） リモートが結構全国的には流れも広がっているということで、全部が全部それが正しいというわけではないのですが、その方向も考えていただければと思います。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第88号 工事請負契約の締結について（令和8年度城北公園交通広場再整備工事）

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第88号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（黒沼立真） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。城北公園交通広場再整備工事に係る議案第88号につきまして、工事概要をまとめた資料及び図面のほか、入札執行書をお配りしております。

それでは、議案第88号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

城北公園交通広場は、昭和54年の開園以来、45年以上が経過し、施設の老朽化や社会情勢、交通法令等が変化していることから、再整備工事を施工するものであります。

工事名称は令和8年度城北公園交通広場再整備工事で、工事場所は弘前市大字田町三丁目4番地地内であります。

工事の概要は、ミニS L用線路の複線化といった管理施設の整備や、ゴーカートコースの改修といった園路広場の整備等を行うものであります。

契約金額は1億9684万2547円、契約の相手方は前山・嶽・太田特定建設共同企業体、竣工期限を令和10年2月28日として契約を締結しようとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○18番（千葉浩規委員） 一つ目は、入札に参加するための共同企業体を組める資格とその事業者数について答弁をお願いします。

二つ目、技術評価点では1位の事業者が2位よりも0.5点上回ったと。逆に2位の業者が価格評価点では85点の満点で、価格差が1,753円で、点数差が僅か0.001ということで、本当に僅差で決まったわけだけれども、結局、技術評価点が上回った1位業者になったわけです。本当に僅差だったのですが、この点について、競争性という面ではどのように考えているのかということです。

三つ目、入札決定者の概要について答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、入札に参加するための資格と、その事業者数についてです。

本工事の主な入札参加資格要件として、共同企業体の代表者について、平成23年度以降に土木一式工事で1件の契約金額が1億800万円以上の元請施工実績があることとしており、市内の土木一式工事A等級24者のうち、代表者となれる入札参加要件を満たすものが18者、最大で8共同企業体に参加可能と想定しておりました。

次に、評価点と競争性についてです。

価格評価点は0.001点という僅差で第2位の共同企業体が上回りましたが、技術評価点の技術者の雇用状況の項目で0.5点上回った第1位の共同企業体が落札者となっております。

本工事の入札では、価格・技術両面から各共同企業体で競争がなされた結果、総合的に優れた共同企業体が落札者となったものと考えております。

次に、入札決定者の概要についてです。

本工事の落札者は、前山・嶽・太田特定建設共同企業体で、市内に本店を有し、土木一式工事A等級に格付されている株式会社前山組を代表者とし、構成員を嶽開発株式会社及び太田建設株式会社とする共同企業体であります。

○18番（千葉浩規委員） 今日もそうなのですけれども、入札参加者が1者、2者といたことがこの間続いているのですけれども、この入札参加者数についてどのように考えているのか答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 入札参加者数についてです。

本工事は入札参加条件を満たすものとして、最大で8共同企業体に参加可能な条件としており、結果的に2共同企業体に参加しております。

これまでの工事においても、複数の共同企業体に参加できるよう入札参加条件を設定しておりますが、中東情勢の影響によりエネルギーコスト及び建設資材の高騰などもあるほか、業者が本工事の価格、工期、他工事との兼ね合い等を総合的に判断した結果として、1あるいは2共同企業体になっているものと考えられ、共同企業体での施工という性質からややむを得ないものと思っております。

○25番（佐藤 哲委員） 8ページにわたって設計図が書かれてあるわけですが、4ページ目の何とかエリアとありますよね。このエリアというのは、どういうふうに利活用されていくものなのか、各エリアについて御説明ください。

それから、ゴーカート場とかSLとかは分かるのですけれども、分からないのは次のページの、使っている材に埋戻材とありますよね。緑地は分かるのですけれども、この埋戻材を使うというか、これはどういうものなのかということについて御説明をお願いします。

○地域交通課長（羽賀克順） まず、1点目のエリアですけれども、今回エリアを四つのエリアに再編いたしました。

一つ目が、子どもにぎわいエリア、二つ目がやすらぎエリア、三つ目が高齢者交通安全体験エリア、四つ目が子ども自転車体験エリア、この四つにエリアを再編いたしました。

細かく御説明いたしますと、まず、子どもにぎわいエリアですけれども、こちらは現在JRからお借りしている大きいSL、あの辺の中心を子どもにぎわいエリアということで設定しておりまして、子供たちがそこでSLの写真を撮ったり、あと例えばそこで飲食をしたりとか、そういったところでにぎわっていただくような構想をしております。

二つ目のやすらぎエリアですけれども、こちらはそのSLから時敏小学校側、西側になるのですけれども、そちらの広場のところを、芝生のところを安らぎというところで、具体的に日陰を設置する、パーゴラというのですけれども、そういったところを設置して、日陰を少しでも多く置いて、椅子やベンチを置いてそこで読書をするとか、伐採することで岩木山も見えますので、そういったところで親御さんたちに休んでいただくというふうな構想を考えています。

三つ目ですけれども、高齢者交通安全体験エリアですが、南側に舗装されているところがあるので、舗装されているところの一部、左側のほうになるのですけれども、西側のほうのところを高齢者交通安全体験エリアとしております。

具体的には、点描というところでびょうを打って施工しまして、そのびょうをチョークで描いて仮の道路を造ることによって、例えば歩行者の認知機能の防止・向上を図るとか、例えばある日は違うチョークで描いて、例えばシニアカーを持ってきて、そこでシニアカーを体験し

てもらおうとか、高齢者の目線での交通安全教育に活用したいと思っております。

最後に、四つ目の子ども自転車体験エリアですけれども、最後の残りのアスファルトで舗装を進めているところなのですけれども、そちらは子供たちが自転車を学ぶ場所がないというところもありますので、そこで例えばペダルがない自転車、ストライダーとかというのだけれども、そういったものを事故なく使えるように活用していただくとか、あとは例えばきちんとヘルメットをかぶって自転車に乗るのだよとか、そういった交通教育を学べるような子供専用のスペースとして、そういったエリアを四つに区分しております。

2点目の埋戻材ですけれども、こちらは、今回大体30センチメートルぐらい掘削するのですが、それを埋め戻すための材料として再生砕石を活用するというので、埋め戻すための材料ということで、埋戻材という表現をしておりました。実際は30センチメートルぐらい掘って、その掘ったところに砕石を入れて返すというところでの表現として、埋戻材というふうな表現を使っております。

○25番（佐藤 哲委員） 我が身も高齢者になってきておりまして、今現在よく走っていますよね、1人乗りの電気があるのですけれども、ああいうのは一体どうやって、どこを走って歩けばいいのかとか。実に大事な交通マナーといいますか、交通安全の必要性が考えられると思うのですけれども。

あと、子供たちが1人乗りの、大人でもばんばん走っていますよね。もう東京辺りに行って運転してみると非常に危ないということもありますけれども、ああいうものの勉強の必要性というのは特に感じられると思うのですよ。

その対応が、南のほうの地方と違って我々は雪が降るということで、年のうち半分ぐらいは使えない。それとも雪の上でもそういうものを使えるような、雪の上ではこういうふうにするのですよというふうなものを考えてやっているのか。今回のこの何とかエリアというのは、これから先、非常に大事な意味を持ってくるのだらうと思います。これについてどう考えているのかというのを伺いしたいと思います。

○地域交通課長（羽賀克順） まず、現在は夏場を想定したものとしまして、今回こういった広場を設定して、使い方もやはり夏の利用をイメージしたことはありますが、やはりその冬というところもありますので、今後、例えばシニアカーを扱っているメーカーとか自転車を取り扱っているメーカーとかにヒアリングしながら、冬場の活用方法とか、正しい使い方みたいなところをヒアリングしながら、その辺の情報提供、周知というところは考えていきたいと思っております。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第89号 動産の取得について（除雪ドーザ11トン級）

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第89号動産の取得についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（黒沼立真） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。除雪ドーザ11トン級の取得に係る議案第89号につきまして、買入れする除雪ドーザのパフレットと入開札一覧表をお配りしております。

それでは、議案第89号動産の取得について御説明申し上げます。

取得する動産の種類及び数量は、除雪ドーザ11トン級1台で、取得の方法は買入れであります。

取得の目的は、道路維持課の既存の除雪ドーザ11トン級が老朽化したことに伴い、更新するものであります。

買入れする除雪ドーザ11トン級は、キャタピラー製のホイールローダ920で、ディーゼルエンジン搭載、エンジン定格出力が88キロワット、契約金額は3971万円、契約の相手方は日本キャタピラー合同会社弘前営業所であります。

説明は以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○18番（千葉浩規委員） 2回に分けて質疑します。

一つ目が、老朽化したということですが、具体的な現状についてお答えください。

二つ目は、指名業者の資格についてお答えください。

三つ目は、今回も含めて、指名業者が多数ある一方で、実際の入札に参加するのは3者、4者にとどまっているということで、辞退が多数になってしまう理由をどのように分析しているのかということが三つ目です。

四つ目が、価格差としても約940万円、850万円と差があるわけですが、この価格としては妥当なのかということで答弁をお願いします。

○道路維持課長（竹村隆史） 私のほうからは、老朽化の具体的な現状についてお答えいたします。

今回更新対象の除雪ドーザは、平成19年11月が初年度登録で、標準使用年数が14年に対して、令和8年7月31日時点で18年経過しております。市が保有している除雪ドーザのうち最も古い車両となっている状況でございます。

○契約課長（成田政嗣） まず、指名業者の資格についてです。

市の物品役務有資格者名簿に登録されている県内業者のうち、特殊車両の項目に登録がある全27者を指名したものであります。

次に、辞退が多数となる理由についてです。

物品役務有資格者名簿の特殊車両の項目に登録のある県内業者を対象に行った取扱調査時点で、4者から取扱いがある旨の回答がありました。また、取扱調査時点において回答がなかつ

た業者についても、入札までに取引等の状況が変化する可能性を考慮し、登録のある全27者を指名したことから、入札時には辞退者が多くなったものと考えております。

次に、価格として妥当かについてです。

最高額と落札額との差額については、発注課において購入する除雪ドーザに必要な能力、装備等を仕様書で定め、入札参加者は自社が取扱い可能な製品で入札に参加したものであり、メーカーからの仕入れ値は必ずしも同額ではないものと推測され、また、各入札参加者の必要経費等も異なることから、入札金額に差が生じたものと捉えております。

市では、入札を行うに当たっては、取扱業者から参考見積書を徴取し、発注課において見積り内容をしっかりと精査し、調達する物品の市場価格を把握した上で、契約課において適正な予定価格を定め、入札を執行することとしております。

本契約についても、適正に予定価格を定めて入札を行い、入札参加者は参考見積価格から企業努力によってさらに低い金額で入札したものであり、入札額が予算の範囲内かつ予定価格の範囲内であることから、妥当な金額だと捉えております。

○18番（千葉浩規委員） 今後のスケジュールについて。

二つ目は、この日本キャタピラー合同会社弘前営業所の概要について。

三つめは、除雪ドーザやロータリについて、現在の市道路維持課の所有状況についてお答えください。

○契約課長（成田政嗣） まず、今後のスケジュールについてです。

議会の承認が得られた場合は、相手方への通知を行い、その通知をもって本契約が成立することとなります。また、納期は令和9年12月24日としております。

次に、日本キャタピラー合同会社についてです。

契約の相手方の日本キャタピラー合同会社弘前営業所は、米国キャタピラー社100%出資による直営販売店であります。また、本社の所在地は東京都であり、県内にある支店・営業所は、弘前営業所のほか、青森市内、八戸、むつ市内に各1か所で、合計4か所ございます。

○道路維持課長（竹村隆史） 除雪ドーザ、ロータリの現在の所有状況です。

除雪ドーザにつきましては、現在12台所有しております。また、除雪ロータリにつきましては、10台所有しているという状況でございます。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

○委員長（外崎勝康委員） 最後に、議案第94号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（黒沼立真） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。旧市立病院改修工事（機械設備工事）に係る議案第94号につきまして、工事概要をまとめた資料及び図面をお配りしております。

それでは、議案第94号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年7月2日議案第61号をもって議決を経て契約を締結した令和6年度旧市立病院改修工事（機械設備工事）に係る工事請負契約につきまして、契約金額を17億9765万円3000円から、約8.43%増の、19億4911万2000円に変更しようとするものであります。

変更契約の理由は、工事の進捗に伴う現場詳細検討におきまして、空気調和設備等の仕様及び数量の変更が生じたほか、建築工事で予定しておりました屋内雨水配管を当該工事で施工することに伴う増工が生じたことなどによるものであります。

説明は以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○18番（千葉浩規委員） 機械設備工事の契約額を1億5145万9000円増額するというものですが、空調設備の仕様・数量変更、屋内雨水配管の変更、あとは屋外配管ますの仕様変更、それぞれの増額の主な変更内容についてお答えください。

あとは、二つ目は、空調設備について、仕様や設置数量を変更することになったということですが、その具体的な理由は何なのか。

三つ目は、屋内雨水配管について、当初は建築工事として発注し、なぜ今回機械設備工事で施工するということになったのか、その理由。

あと、建築工事側ではその分減額になるのではないかと思いますのですが、機械設備工事の増額分と建築工事の減額分との関係はどうなっているのかというのが四つ目。

五つ目は、屋内雨水配管を機械設備工事で施工することに伴い、なぜ屋外配管の口径やますの形状まで変更する必要性が生じたのか、答弁をお願いします。

○健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（吉崎拓美） まず、変更契約の主な変更内容ですが、主な変更内容といたしましては、まず空調設備の仕様、そして数量の変更につきましては、空調機、それと換気ファンの風量の変更及び空調冷媒配管のサイズの変更、それから配管の延長によるものであります。また、屋内雨水配管につきましては、当初建築工事で計上していたものを機械設備工事で施工することとしたものです。また、屋外の配水管やますなどの仕様の変更につきましては、屋外排水管のサイズ変更に伴う排水ますのサイズや配管経路の変更によるものであります。

続きまして、空調設備の仕様などの変更理由につきましてであります。弘前市医師会関係のフロアもございすけれども、そちらにおきまして、設置する医師会の検査機器などの仕様が当初設計で見込んでいたものから変更になったということから、必要となる風量が増加する

ということで、フロアの使用条件が変更になったことに伴いまして、仕様について変更するものであります。また、空調設備の仕様変更に伴いまして、配管のサイズ、あるいはその延長などの数量についても併せて変更になるものであります。

続きまして、屋内雨水配管の施工が建築工事から機械設備工事となった理由につきましてありますが、建築工事と機械設備工事の施工業者間の協議によりまして、屋内雨水配管の施工について、機械設備工事で実施することで施工品質の向上が図られるという現場からの提案を受けまして、今回の変更に至ったというものであります。

屋内雨水配管を機械設備工事で施工したということに伴います建築工事の減額につきましては、今年の2月に締結した変更契約で対応済みであります。

それぞれの工事におきます増減額についてでありますけれども、屋内雨水配管の施工について、建築工事では約1904万円の減額だったのに対しまして、機械設備工事では約2468万円の増額となるということから、約564万円の差が生じることになります。その要因といたしましては、配管のサイズ、あるいはルートが変更になったこと、また、当初設計時点よりも資材の価格が高騰していることなどが主な要因と考えております。

そして、機械設備工事で屋内雨水配管を施工することで、なぜ屋外の配管のサイズ、あるいはますの形状まで変更する必要が生じるのかということについてでありますけれども、まず配管のルート変更につきましては、機械設備工事で屋内雨水配管のルートについて改めて検討したところでありますけれども、その際、配管のルートに躯体の貫通位置などの制約がありまして、それに伴ってそのルートの変更が生じたというところから、屋外の配管のルートについても併せて変更になるというものです。

屋外の配管のサイズの変更、それからますの形状の変更についてですけれども、こちらは中東情勢の緊迫化ということで、当初設計していたサイズの配管については調達にちょっと影響が出る可能性が高かったということから、安定した調達が可能である少しサイズの大きい配管に変更したということで、これに伴いまして、ますの形状、それから下水道本管への接続形態の変更が必要となったものであります。

○18番（千葉浩規委員） まず、空調設備についてなのですが、今、医師会の検査機器の関係だということだったのだけれども、当初の設計の段階でそれは把握できなかったのかということが一つです。

二つ目は、屋内配水管について、当初設計の段階で、そもそも機械設備工事で施工するという判断があればよかったのだけれども、どうして当初の段階でそういう判断に至らなかったのかというのが二つ目です。

あと、この変更によるこの額の積算根拠と金額の妥当性についてどう考えているのかというのが三つ目。

あと、四つ目は、工期や工事全体の予算には影響がないのか、答弁をお願いします。

○健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（吉崎拓美） 空調設備の仕様、あるいは数量について、当初設計で把握できなかったのかということですが、空調設備の仕様変更につきましては、先ほども述べましたが、当初設計で設置を見込んでいた医師会の検査機器などの仕様が変更になったというところから、必要な風量が増えるというところで、フロアの使用条件が変更になったというところがまず一つ。

また、天井あるいは壁を撤去して内部を確認したところ、配管ルートで躯体の貫通位置の制約、ここは通れないというところ、そういった部分が確認されたとか、そういった部分でルー

ト、あるいは仕様を変更せざるを得ない状況であったということから、仕様や数量について変更するものでありまして、いずれにつきましても、当初の設計段階において把握することは難しかったというところであります。

続きまして、屋内雨水配管について、当初の設計の段階から機械設備工事で施工するという判断に至らなかったのかというところでありますけれども、屋内の雨水配管は、屋根あるいは屋上のその雨水を排水するというものでありますけれども、建築工事と連続しているということから建築工事で実施することも多く、当初設計においては、そのような工事区分としていたものであります。その後、施工業者間での協議を行いまして、機械設備工事で実施したほうがより施工品質の向上が図られるという現場からの提案がありまして、結果として工事区分の変更をしたものであります。

それから、変更による増額の積算根拠と金額の妥当性というところですが、国で定めた基準を基に作成した単価表を用いて積算しておりまして、単価表に記載のないものにつきましては、見積りを徴取して実勢価格を反映させて積算しているということから、積算根拠と金額については妥当であるというふうに考えてございます。

そして、予算についてです。予算の範囲内でできるのかというところですが、この旧市立病院の改修工事につきましては、令和6年度から8年度までの継続費を設定しております。今回の増額変更があるのですけれども、その継続費の既決予算において対応可能であるというところです。

工期は、令和6年から令和8年11月までの工期ということで、そちらの工期内で対応可能です。

○18番（千葉浩規委員） 今回、複数の設計変更ということになったのですけれども、何か話をちゃんと聞いてやれば設計変更をしなくても済んだのではないかというふうなことを思ってしまうのですけれども、この当初設計についても今後、改善すべき点は何か考えているのでしょうか。

○健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（吉崎拓美） 当初設計に係る改善点というところです。

旧市立病院につきましては、建築から約50年経過しているということで、建築年代がかなり古いというのと、大規模な改修工事であるということから、工事着工後に現場での詳細な検討において、仕様であったり数量などの変更、あるいは施工上の制約が生じる可能性はあるものというふうに当初から考えておりましたけれども、当初設計の段階でより詳細な調査を行うことで、できるだけ軽微な変更でとどめるように、今後も努めていく必要があるものというふうに考えているところであります。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

〔理事者退室〕

○委員長（外崎勝康委員） 次に、案件２、閉会中の常任委員会の継続審査事件についてを議題といたします。

暫時休憩して会議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

【午前11時31分 休憩】

休憩中、委員長より、常任委員会の行政調査を議会閉会中に実施する場合、調査実施前の本会議において、閉会中の継続審査事件について議決を得る必要がある。その際の調査事項は、ある程度具体的な事項とする必要があることから、配付している調査事項案を総務常任委員会の調査項目としてよろしいか御協議いただきたいとの説明がなされ、協議の結果、異議なく了承されたところである。

【午前11時33分 開議】

○委員長（外崎勝康委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、配付しております調査事項「行財政改革・事務改善等について」「広聴・広報行政等について」「情報化推進行政等について」「広域行政等について」「市有財産の管理運営等について」「入札制度等の契約事務について」「安全・防災行政について」「その他、他の常任委員会の所管に属さない事項」を閉会中の継続審査事件として決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査事件として可決いたしました。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時34分 散会】